

議案第28号

町田市立学校設置条例（案）について

上記の議案を提出する。

2025年1月10日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

（提案理由説明）

本件は、鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校を廃止し、新たに鶴川中央小学校を設置するため、改正するものです。

なお、この条例は、令和7年（2025年）第1回町田市議会定例会へ上程するものです。

別紙のとおり、町田市立学校設置条例の一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校を廃止し、新たに鶴川中央小学校を設置するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校に関する規定を削り、新たに鶴川中央小学校に関する規定を加えます。（別表第1関係）

(2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

町田市立学校設置条例の一部を改正する条例

町田市立学校設置条例（昭和47年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 町田市に学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第2条第1項</u> の規定に基づき、小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）を設置する。	第1条 町田市に学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第2条</u> の規定に基づき、小学校 <u>および</u> 中学校（以下「市立学校」という。）を設置する。
(名称及び位置)	(名称 <u>および</u> 位置)
第2条 市立学校の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。	第2条 市立学校の名称 <u>および</u> 位置は、別表第1 <u>および</u> 第2のとおりとする。
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
小学校	小学校
名称	位置
略	略
略	略
同 三 輪 小 学 校	同 三輪町330番地1
同 鶴 川 中 央 小 学 校	同 鶴川六丁目5番地
略	略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条（見出しが含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。